

■評価機関概要

認証番号	福岡40-24002	登録年月日	平成27年2月19日
法人名	公益社団法人 福岡県介護福祉士会	法人代表者名	会長 江口賀子
評価機関名	公益社団法人 福岡県介護福祉士会	評価機関担当者名	事務局 吉澤 蓉子
評価機関所在地	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-1-16-2F		
T E L	092-474-7015	F A X	092-436-5234
苦情受付担当者	事務局 吉澤蓉子	苦情解決責任者	事務局長 甲斐 加奈枝
評価調査者	a 組織運営系 7名	b 福祉系 27名	
関係規程等及び評価料金表	※関係規程等及び評価料金表は以下のとおり		
評価機関自己PR欄	<p>当会は、国家資格である介護福祉士の職能団体です。評価調査者は全て介護福祉士であり、高齢者のみならず障害者の福祉に関する現場経験も豊富です。また、保育士資格保持者も複数います。</p> <p>今までも地域密着型サービスの外部評価(平成17年～現在に至る)、北九州市介護サービス評価(平成17年～現在に至る)、介護サービス情報の公表(平成18年～24年)の評価・調査業務を行っており、評価機関として19年の歴史をもっています。</p> <p>評価調査にあたっては、介護福祉士としての専門性を發揮し、利用者の尊厳の保持と利用者主体の視点を持って、客観的立場で取り組んでいます。</p> <p>事業者の皆様と共により質の高い福祉サービスへ繋げていきます。</p>		

**福祉サービス第三者評価機関 公益社団法人 福岡県介護福祉士会
事業内容等に関する規程**

(目的)

第1条 福祉サービス第三者評価機関 公益社団法人 福岡県介護福祉士会（以下「本会」という。）は、福祉サービス利用者の適切な福祉サービス選択に資するため、福祉サービスの質の向上を高めることを目的として福祉サービス第三者評価事業を実施する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を福岡市博多区博多駅東1-1-16に置く。

(評価対象事業所)

第3条 本会は、(1)児童福祉施設分野の児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、保育所、ファミリーホーム、自立援助ホーム、(2)障害児・者施設分野の障害児・者施設、(3)高齢者等福祉施設分野の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス、救護施設、通所介護、訪問介護等の第三者評価事業を実施する。

(評価調査者)

第4条 本会には、2名以上の評価調査者を置く。

(事業責任者)

第5条 本会に事業責任者を置く。

(会計責任者)

第6条 本会に事務局を置き、会計責任者を置く。

(苦情解決)

第7条 本会に、苦情解決責任者、苦情受付担当者を置く。

(評価方針)

第8条 本会は、評価の実施にあたって、別に定める評価手順に基づいて評価事業を行うものとする。

また、サービス利用者及びその家族の意思に十分配慮し、別に定める倫理規程に則った評価を行うものとする。

(研修)

第9条 本会は、第三者評価機関として事業者、利用者からの信頼をより高めるため、第三者評価に関する研修を継続して実施するものとする。

(情報の管理)

第10条 本会は、別に定める守秘義務規程に則って、第三者評価事業実施に関する情報全般を管理し、サービス利用者及びその家族並びに本会が評価事業を実施する福祉サービス事業所に関する情報が第三者に漏洩しないよう適切な管理を行うものとする。

附 則

この規程は、平成26年9月30日から施行する。

この規程は、平成27年8月10日から施行する。

この規程は、平成30年3月25日から施行する。

**福祉サービス第三者評価機関 公益社団法人 福岡県介護福祉士会
第三者評価の手法に関する規程**

(契約の締結)

第1条 福祉サービス第三者評価機関公益社団法人 福岡県介護福祉士会（以下「本会」という。）は、受審を希望する福祉サービス事業所（以下「受審事業所」という。）と第三者評価実施に関する契約を締結する。

(事前説明)

第2条 本会は、事前に受審事業所を訪問し、評価方法の説明を行う。この場合、事業所の希望によっては、利用者及びその家族への説明会も実施する。

(書面調査【自己評価】)

第3条 本会は、事前に福岡県福祉サービス第三者評価機関業務実施要領第3条に定める「事業者の組織及び事業の概要等を示す書類」の提出を求め、その内容について事前点検を行う。また、事前に提出された「福岡県福祉サービス第三者評価基準」に基づく、自己評価結果票について十分な検討・分析を行う。

(利用者の意向の把握調査【利用者アンケート】)

第4条 本会は、「利用者調査票」に基づき、利用者本人やその家族への調査（アンケート）を行い、その意向を把握する。

但し、アンケート調査実施が困難な場合は、事前に事業所と協議の上別途調査方法を定めた上で実施する。

(訪問調査)

第5条 本会は、1件の評価事業について、評価調査者2名以上による訪問調査を実施する。

(個人情報の取り扱い)

第6条 本会は、事前調査、利用者の意向の把握調査にかかる調査票については、各個人の回答結果を評価機関以外の者が見ることができないような方法を用いることとする。

(評価結果報告書の作成)

第7条 本会は、評価結果を作成し、受審事業所と確認を行うものとする。福岡県推進機構へは、受審事業所に確認を行ったのち、福岡県福祉サービス第三者評価機関業務実施要綱第8条の規定に基づき、報告する。

(受審事業所との合意)

第8条 この規程に定めるものほか、評価手順に係る内容について受審事業所との合意により、定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成26年9月30日から施行する。

**福祉サービス第三者評価機関 公益社団法人 福岡県介護福祉士会
個人情報の取扱いに関する規程**

(目的)

第1条 福祉サービス第三者評価機関 公益社団法人福岡県介護福祉士会（以下「本会」という。）は、第三者評価事業（以下「評価事業」という。）の実施に際して、個人の権利利益の保護を図るとともに評価事業の適正な運営を図るため、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定める。

(基本的事項)

第2条 本会は、個人情報の重要性を認識し、評価事業の実施に際しては個人情報の取り扱いを適正に行わなくてはならない。

(収集の制限)

第3条 本会が評価事業の実施のために個人情報を収集するときは、収集目的を明確にした上で、必要最小限の範囲で、適法かつ公正な手段を用いて行わなくてはならない。

(利用の制限)

第4条 本会は、本会が評価事業を実施する福祉サービス事業所（以下「受審事業所」という。）の同意を得た場合を除き、評価事業の実施にあたって知り得た個人情報を、その目的以外のために利用し、又は第三者に開示・提供してはならない。これは、本会と受審事業所との間で交わされる評価契約終了後も同様とする。

(適正管理)

第5条 本会は、個人情報の不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏えい等の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 本会は、個人情報の安全管理のために、評価調査者、評価決定委員会委員並びに評価事業に従事している者（以下、「従事者」という。）に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(従事者の義務)

第6条 本会の従事者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(廃棄)

第7条 本会は、評価事業の実施にあたって知り得た個人情報を保存する必要がなくなつた際には、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

(苦情対応)

第8条 本会は、個人情報の取扱いに関する相談、苦情等があったときは、合理的な範囲で適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年9月30日から施行する。

公益社団法人 福岡県介護福祉士会

個人情報保護方針

公益社団法人福岡県介護福祉士会（以下「当会」とする）は、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護方針を策定し、以下の事項を遵守し、個人情報保護への取り組みを実施・継続してまいります。

1. 個人情報の収集、利用及び提供

当会は、収集目的を明確にした上で、目的の範囲内に限り、適法かつ公正な手段を用いて個人情報を収集します。また、個人情報の利用・提供は、その収集目的から逸脱しない範囲とします。

2. 個人情報の管理と保護

当会は、適切かつ厳重に個人情報を管理します。原則として、本人の同意を得た場合を除き、第三者への個人情報の開示・提供は行いません。また、個人情報に関する不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏えい等を防止するため、安全対策を実施し、その維持・改善を行います。

3. 個人情報に関するお問合せへの対応

当会が保有する個人情報に関する各種お問合せ（開示・訂正・削除の請求及び苦情・相談）に対しては、合理的な範囲で適切かつ迅速に対応します。また、そのためには必要な体制の整備に努めます。

4. 法令遵守

当会は、保有する個人情報に関して適用される法令、規範を遵守します。

5. 継続的改善

当会では、個人情報に関する管理の体制と仕組みについて継続的改善を実施します。

**福祉サービス第三者評価機関 公益社団法人 福岡県介護福祉士会
守秘義務規程**

(目的外使用の禁止)

第1条 福祉サービス第三者評価機関 公益社団法人 福岡県介護福祉士会（以下「本会」という。）は、第三者評価機関として情報を収集する場合、第三者評価事業（以下「評価事業」という。）実施に必要な最小限の情報のみ収集し、収集した情報を評価事業以外の目的には決して使用しないものとする。

(漏洩の禁止)

第2条 本会は、評価事業を実施する上で知り得た、サービス利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）並びに本会が評価事業を実施する福祉サービス事業所（以下「受審事業所」という。）に関する情報を第三者に漏洩しない。

また、本会が評価事業を実施するにあたり、外部者に対して協力依頼した場合には、当該外部者が知り得た利用者等並びに受審事業所に関する情報を、第三者に漏洩しないよう適切な指導を行うものとする。

なお、この守秘義務は本会と受審事業所との間で交わされる評価契約終了後も同様とする。

(受審事業所への報告)

第3条 本会は、評価事業を行うなかで実施した利用者の意向の把握調査及び自己評価における受審事業所の各職員の評価結果については、記入者が特定されないように加工した上で受審事業所に報告するものとする。また、実際に使用し、回答の記入された個別の調査票については、受審事業所やその他の第三者に漏洩しないように、評価終了後に破棄する等の処置を行う。

(訪問調査時の利用者等情報の取り扱い)

第4条 本会は、評価事業を実施するにあたり、原則として訪問調査の際、利用者等に関する情報が記載された書面は、訪問調査先で確認することとし、持ち帰らないものとする。

(受審事業所情報等)

第5条 本会は、受審事業所に関する情報が記載された書類については、第3条に定める回答の記入された利用者の意向の把握調査票及び受審事業所の職員の自己評価票を除き、原則として訪問調査の際、現地で確認することとし、持ち帰らないものとする。

ただし、受審事業所の同意がある場合は、この限りではない。

附 則

この規程は、平成26年9月30日から施行する。

**福祉サービス第三者評価機関 公益社団法人 福岡県介護福祉士会
倫理規程**

(総 則)

第1条 福祉サービス第三者評価機関 公益社団法人 福岡県介護福祉士会（以下「本会」という。）は、常に公正・中立な立場で福祉サービス第三者評価機関として第三者評価事業（以下「評価事業」という。）を実施するため倫理規程を定め、実践するものとする。

2 本規程において、本会が評価事業を実施する福祉サービス事業所を「受審事業所」という。

(使命及び責任)

第2条 本会は、福祉サービス利用者（以下「利用者」という。）に対しては、利用者にとって最適な福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）を選択できるようなサービス情報を提供し、また事業所に対しては、質の高いサービスを提供することができるよう、客観的な立場による評価事業を提供することにより、福祉サービス全体の質の向上を図ることを使命とする。

2 本会は、第1項の使命の達成にふさわしい第三者評価機関となるべく、常に必要な技術、知識の習得など日々研鑽するものとする。

(公 正)

第3条 本会は、評価事業の実施にあたり、受審事業所又は利用者に対し、偏見に基づく一切の差別を行わず、常に公正な態度をもって評価事業を実施し、その信頼の保持に努めるものとする。

(人権の尊重)

第4条 本会は、評価事業を実施するにあたり、利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意思に十分配慮し、人権を尊重する。

また、本会が評価事業を実施するにあたり、外部者に対して協力依頼した場合には、当該外部者が利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意思に十分配慮し、人権を尊重するように適切な指導を行う。

(窓口の設置)

第5条 本会は、当該評価事業に関する問い合わせや苦情等の受付窓口を設け、受審事業所、利用者及びその家族に周知する。

(評価契約の締結)

第6条 本会は、本会と受審事業所との間に評価事業の公正・中立を害するような利害関係が生じ、評価事業の実施に支障を来すおそれがあるときは、当該受審事業所と評価契約を締結しない。

(受審事業所との関係)

第7条 本会は、評価契約を締結している受審事業所との間において、評価の公正・中立を害するような一切の利害関係を生じさせないものとする。

(配慮義務)

第8条 本会は、評価事業の実施にあたり第三者評価機関として認められる範囲を超えて、受審事業所に業務上の不必要的負担をかけたり、不利益をもたらすようなことはしない。

(紛争の防止)

第9条 本会は、受審事業所との信頼関係を保持し、紛争がないように努め、紛争が生じたときは福岡県推進機構に速やかに報告するとともに、早期解決にあたるものとする。

(福岡県推進機構との関係)

第10条 本会は、評価事業実施にあたっては、評価の公正・中立を害しない限り、福岡県推進機構の指示を遵守するものとし、福岡県推進機構が評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

附 則

この規程は、平成26年9月30日から施行する。

福祉サービス第三者評価機関 公益社団法人 福岡県介護福祉士会
苦情・相談等窓口設置規程

(目的)

第1条 評価機関は福祉サービス第三者評価に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、サービス事業所、サービス利用者及びその家族等に周知することとする。

(苦情解決責任者)

第2条 苦情解決責任者は、公益社団法人福岡県介護福祉士会（以下、本会という）事務局長を充てるものとする。

(苦情受付担当者)

第2条 苦情等の受付は、本会事務局職員が担当する。

(苦情受付担当者の職務)

第3条 利用者からの苦情等の受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情等申出人に確認する。

- ア 苦情等の内容
- イ 苦情等の申出人の希望等

(苦情等の受付方法)

第4条 苦情等の受付は懇切丁寧を行い、その受け付け方法は次のとおりとする。

- 時間 10：00～17：00（土・日・休日・年末年始を除く）
- 電話 092-474-7015
- FAX 092-436-5234
- メール fkaigo@elf.coara.or.jp
- 文書 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-1-16 第2高田ビル2F
- 担当者 吉澤 蓉子

(苦情等の解決方法)

第5条 苦情の解決方法は、次の通りとする。

- (1) 苦情等は受付後、苦情内容の確認を行い、必要な対策を迅速かつ適切に講じる。
- (2) 苦情等の解決に関わる者は、苦情等申出人の秘密保持に努めることとする。

附 則

この規程は、平成26年9月30日から施行する。

この規程は、平成30年3月25日から施行する。

公益社団法人 福岡県介護福祉士会
福祉サービス第三者評価 評価料金表

○ 評価料金

評価料金 = A 基本料金 + B 利用者意向調査 (一人当たり単価×人数)

※ 無料で見積りを行いますので詳しくはお問合せください。

A 基本料金

サービス種別	料 金
児童分野	
障がい者分野	250,000円 (税別)
高齢者等分野	

B 利用者意向調査

調査方法	対象	内容	料金 (1人あたり)
郵送調査	利用者本人 家族	アンケート方式での利用者等調査実施です。 利用者等へアンケート用紙・返信用封筒を手渡し、または郵送して頂き、記入後は期日までに評価機関へご返送頂くようお願いいたします。	700円 (税別)

※事業所内の回収箱等で回収の上、まとめて返送頂く「とめおき調査」も実施可能です。

ご相談・対応窓口

評価機関名	公益社団法人 福岡県介護福祉士会		
住 所	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 1-1-16 第2高田ビル 2F		
電 話	092-474-7015	F A X	092-436-5234
メ ール	info@f-kaigo.jp		
担 当 者	吉澤 蓉子 (事務局員)		

**福祉サービス第三者評価機関 公益社団法人 福岡県介護福祉士会
評価決定委員会の設置に関する規程**

(目的)

第1条 公益社団法人福岡県介護福祉士会（以下「本会」という。）は、福祉サービス第三者評価事業（以下「評価事業」という）の公平・中立性を確保するため、福岡県福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条（3）に基づき、第三者からなる評価決定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 評価調査者による評価結果について審査を行うこと。
- (2) その他、委員会の目的達成に必要なこと。

(委員会構成及び委嘱)

第3条 本会は、次に掲げる3分野よりそれぞれ2名以上の委員を委嘱し、合計6名以上によって委員会を構成する。

- (1) 福祉、医療、法律、経営及び評価等学識経験者
 - (2) 社会福祉事業の経営者又は従事者
 - (3) 福祉サービス利用者又は市民
- 2 前項の委員には、本会の代表者、理事、役員、その他評価調査者を除く雇用関係にある者が含まれないものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げないものとする。なお、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員氏名等の公表)

第5条 委員の氏名、所属等については公表するものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員を代表し、委員会の運営を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて開催するものとし、公益社団法人福岡県介護福祉士会会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 評価調査者が作成した評価結果等をもとに、出席委員の合議により最終決定を行う。
- 4 委員が関係する事業者に関して、当該委員は評価の決定に関与できないものとする。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員又は委員の職務にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は公益社団法人福岡県介護福祉士会会長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年9月30日から施行する。